

# 労働時間の上限規制について

## ～ 基本編 ～

奈良労働局労働基準部監督課

労働基準法において、労働時間の上限が定められおり、労働者が**法律の上限を超える時間**（ ）働く場合には、あらかじめ「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。

### （ ）法律の上限を超える時間とは

法律で定められた労働時間の限度

**1日 8時間 及び 1週 40時間**

**例外**：1日 8時間 及び 1週 44時間

労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

法律で定められた休日

**毎週 1回 または 4週を通じて 4日以上**

これを超えるには、事前に  
**36協定の締結・労働基準監督署への届出が必要**



36協定を出せば何時間でも残業させられるの？

36協定を締結する場合でも、時間外または休日労働の**限度時間**は決められています。



### 原則の限度時間

時間外労働の上限は原則として、**月45時間・年360時間**

（1年単位の変形労働時間制を採用する場合は、月42時間・年320時間）

臨時的な特別な事情がある場合、労使間で協定を結ぶことにより、特例として原則の限度時間を超えて労働させることが認められます。（特別条項付き協定）  
その場合にも、上限が定められています。

### 臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合（特別条項）

- ▶ 時間外労働が**年720時間**
- ▶ 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
- ▶ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり**80時間以内**
- ▶ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月が限度**



一般の36協定による場合であっても、特別条項付き協定による場合であっても、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、

・月100時間未満

・2～6か月平均で80時間以内

絶対に守らなければならない実労働時間の上限です。

令和6年4月以降、建設事業、自動車運転の業務、医師に対する  
時間外労働の上限規制の適用猶予期間が終了します！

## 猶予期間終了後の労働時間の上限規制について

奈良労働局労働基準部監督課

建設事業、自動車運転の業務、医師等は時間外労働の上限規制の適用除外・猶予されていますが、令和6年4月以降、これらの事業・業務に対しても、時間外労働の上限規制が適用されます。

### 令和6年4月以降



#### 建設事業（この事業における交通誘導警備の業務を含む）

- ・時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間を原則とする。**
- ・臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度**に設定する必要がある。
- ・災害の復旧・復興の事業に限り、次の規制は適用されない。  
時間外労働 + 休日労働の合計 単月100時間未満  
時間外労働 + 休日労働の合計 複数月平均80時間以内  
時間外労働が年720時間以内、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月が限度の規定は適用される。

#### 自動車運転の業務



- ・時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間を原則とする。**
- ・臨時的な特別な事情がある場合の時間外労働の上限は**年960時間（休日労働を含まない）。**
- ・時間外・休日労働について、**次の規制は適用されない。**  
時間外労働 + 休日労働の合計 単月100時間未満  
時間外労働 + 休日労働の合計 複数月平均80時間以内  
時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月が限度



#### 医師



- ・時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間を原則とする。**
- ・臨時的な特別な事情がある場合の時間外・休日労働の上限  
病院等において勤務する医師の時間外・休日労働の上限時間は、原則として月100時間未満及び年960時間となる。（36協定に面接指導等の規定を定めた場合は年960時間）  
医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて、**都道府県知事から指定を受ける必要がある。**その場合、時間外・休日労働の上限時間は、月100時間未満及び**年1,860時間**となる。（36協定に面接指導等の規定を定めた場合は年1,860時間）

指定の種類	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	医業に従事する一般の医師（指定取得は不要）	960時間
連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 （各院では960時間）
B水準	救急医療など地域医療の確保のため	1,860時間
C - 1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
C - 2水準	長時間修練が必要な技能の修得のため	1,860時間

1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみ。